平成２１年（フ）第１００１号
さいたま市岩槻区西原台２丁目４番70―201号
債務者　渡辺　貞道
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１２号
埼玉県上尾市大字平塚2025番地　平塚団地５―111
債務者　西山　友正
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３１号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻茎13番地４　コーポ騎西Ⅰ―104
債務者　石崎　榮次
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３２号
埼玉県北埼玉郡騎西町大字鴻茎13番地４　コーポ騎西Ⅰ―104
債務者　石崎　貞子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３４号
埼玉県加須市久下３丁目345番地13
債務者　矢島玲子こと　周　　佰玲
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９号
京都府亀岡市宮前町宮川稲荷２番地
債務者　柿谷　幸男
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
京都府亀岡市曽我部町法貴北谷口31番地２
債務者　今西やよい
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第６１３５号
大阪市鶴見区横堤２丁目１番21号
債務者　福田　治美
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４号
熊本県荒尾市大島1158番地５
債務者　山**崎**　　大
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２１年（フ）第７３号
熊本県荒尾市万田1614番地４　丘の上ハウス３号
債務者　眞村テツ子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２１１３号
横浜市戸塚区東俣野町1600番地１
破産者　コニー工業株式会社
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第２２６３号
福岡県糟屋郡宇美町原田１丁目20番１号
破産者　株式会社一木組
1　決定年月日　平成21年８月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成１８年（フ）第４２５０号
福岡市東区土井１丁目21番30号
破産者　株式会社リゼット
1　決定年月日　平成21年８月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６８号
鹿児島県指宿市山川福元5777番地
破産者　室屋　吉孝
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２０年（フ）第３３４号
青森県弘前市大字稲田１丁目２番地４　城東教職員公舎Ｂ―202号
破産者　佐々木明子
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第３６０号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目11番地６
破産者　山本　誠一
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２０年（フ）第２１１４号
神奈川県藤沢市辻堂新町１丁目２番９―1004号
破産者　矢島　庄平
1　決定年月日　平成21年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部